

稚内市自治基本条例 逐条解説



稚 内 市

目 次

■ 稚内市自治基本条例

前 文	-----	1
第 1 章 総 則	(第 1 条～第 3 条)	
・ 目的	-----	3
・ 条例の位置付け	-----	3
・ ことばの意味	-----	4
第 2 章 まちづくりの基本原則	(第 4 条)	
・ 基本原則	-----	6
第 3 章 情報の共有	(第 5 条～第 7 条)	
・ 情報の提供	-----	7
・ 情報の公開	-----	7
・ 個人情報の保護	-----	8
第 4 章 参画と協働	(第 8 条～第 13 条)	
・ 市民の参画	-----	9
・ 参画の推進	-----	9
・ 協働の推進	-----	9
・ 住民投票	-----	10
・ 住民投票の請求・発議	-----	12
・ コミュニティー	-----	13
第 5 章 市民	(第 14 条～第 15 条)	
・ 市民の権利	-----	14
・ 市民の責務	-----	14
第 6 章 市長等	(第 16 条～第 17 条)	
・ 市長の責務	-----	15
・ 市職員の責務	-----	16
第 7 章 市議会	(第 18 条～第 20 条)	
・ 市議会の役割	-----	17

・市議会の責務	-----	17
・市議会議員の責務	-----	17
第8章 市政の運営 (第21条～第29条)		
・運営の原則	-----	19
・総合計画	-----	19
・行政評価	-----	20
・財政運営	-----	21
・説明責任	-----	21
・組織	-----	21
・審議会等	-----	22
・市の関与団体等	-----	22
・国、北海道や他自治体との連携	-----	23
第9章 子育て平和運動の推進 (第30条)		
・子育て平和運動の推進	-----	24
第10章 国際交流の推進 (第31条)		
・国際交流の推進	-----	25
第11章 安全安心なまちづくり (第32条～第34条)		
・防犯と交通安全の推進	-----	26
・危機管理	-----	26
・医療と福祉の充実	-----	26
第12章 自然環境との共生 (第35条)		
・自然環境を活かしたまちづくり	-----	27
第13章 補則 (第36条)		
・条例の見直し	-----	28
附則		
・施行期日	-----	29
・稚内市自治基本条例審議会設置条例の廃止	-----	29

わたしたちは、東にオホーツク海、西に日本海の潮風を感じ、水平線に美しく浮かぶ利尻富士を眺めることのできる自然豊かな最北のまち稚内市に暮らしています。

わたしたちのまちは、厳しい風雪をエネルギーに変え、まちぐるみで子どもたちの成長を見守り、北にサハリンの島影を望んで国際交流を担い、生活を支える水産、酪農、観光の発展のためにも努力を続けています。

わたしたちは、アイヌ語で「ヤム・ワッカ・ナイ」（冷たい水の出る沢）と名づけられたこの地に勇気と情熱を注いできた多くの人々に感謝し、このまちの一員であることを誇りに思い、これからもこのまちを愛していきます。

だからこそ、わたしたちは今、市民一人一人がまちづくりの主役であることを自覚し自らこのまちの将来を考えて行動し、互いに信頼し合って、よく伝え合い、話し合い、力を合わせていくことを誓います。

そして、このまちを担う子どもからお年寄りまでのすべての市民が安心して集い、心豊かに暮らせるまちを目指し、この条例を制定します。

わたしたちは、この条例をまちづくりの原点とし、その心を大切に育みます。

【 解 説 】

「まちづくり」とは、「自治」を親しみやすい表現として用いております。

前文の文頭に、「わたしたちは～」としたのは、市民の主体性を強調したものです。

第1段落では、本市の誇れるものとして、市民意見で多数を占めた風土的特性を盛込み、特に「最北」は本市の独自のなものとして、全国的にも認知されているものです。

第2段落では、本市の特徴的な取組みとして、市民意見に頻出していた「クリーンエネルギーの推進」、「子育ての推進」、「国際交流」を盛込み、わたしたちの生活を支える基幹産業の振興への取組みも大切なものとして挙げております。

第3段落では、勇気と情熱を注いで、このまちを築いてきた先人への感謝の気持ちと、市民一人一人がこのまちに誇りを持ち、このまちを愛する市民の思いがまちづくりに欠かせないものであること、まちづくりを行う根拠を表現しております。

第4段落では、本市のまちづくりの基本原則を「参画」・「情報共有」・「協働」として、いかなる場合もこれを礎に、市民が主役としてこのまちを築いていく

ことを宣言しております。

自らこのまちの将来を考えて行動しは「参画」を、よく伝え合い、話し合いは「情報共有」を、力を合わせていくは「協働」を表現しています。また、互いに信頼し合っては、人と人の繋がりとして「コミュニティー」を表現しております。

第5段落では、市民意見にあった、「子育て」、「高齢化」、「過疎化」を課題として捉え、子どもから、お年寄りまでの全ての市民が安全で安心して心豊かに暮らせるまちを目指すことをまちづくり（＝自治）の目的として、この条例を制定することを宣言しております。

安心とは、災害、犯罪のない、健康で心やすらぐ状態（消極的幸福）を意味し、心豊かには、精神的にも、経済的にも自立した状態（積極的幸福）を指しております。

消極的幸福は、外から守られる、もたらされることにより得られる幸福という意味で、積極的幸福とは、自ら主体的に行動して得られる幸福という意味です。

第6段落は、結びにこの条例を本市のまちづくりの原点とすること、この条例を守り育てる考えを宣言しております。

この条例は、本市における市民活動、議会活動、行政活動など本市のまちづくりの基本原則を示すものであること、この条例を市全体として守っていくこと、さらに本市を取り巻く社会状況の変化や市民の生活環境の変化に対応できるものとして、育てていく考えを宣言しております。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民、市議会、市が相互の役割と責務を理解し合い、共に手をたずさえて豊かな地域社会を築くことを目的とします。

【解 説】

市民、市議会、市がまちづくりの主体として、相互の役割と責務を理解し合い、いっしょに考えて、協力、行動し、まちづくりの課題を解決することにより、住んで誇りの持てる豊かな地域社会の実現を図ることを目的にこの条例を制定することを規定しております。

このことは、分権社会にふさわしく、市民、市議会、市が対等の立場に立って、互いの役割分担のもと、いっしょに本市のこれからのまちづくりを進めていこうというものです。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定める最高規範であり、市議会と市は、他の条例、規則などの制定や改正、廃止又はまちづくりに関する計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえて、整合性を図ります。

【解 説】

この条例は、本市のまちづくりに関する基本事項を定めたものであることから、他の条例、規則の制定や改正、廃止、まちづくりに関する計画の策定や変更について、この条例の趣旨に沿ったものでなければならないということを規定しております。この条例は、他の条例、規則、規程の拠り所となるものであることを規定しております。

(ことばの意味)

第3条 この条例で使う「まちづくり」とは、自らが主体となって、豊かな暮らしを営むために、地域社会を築いていく活動をいいます。

2 この条例で使う「市民」とは、次のいずれかに当てはまるものをいいます。

- (1) 市内に住む人
- (2) 市内の事務所や事業所で働いている人
- (3) 市内の学校などに通う人
- (4) 市内で事業を営むものや市内で活動する団体

3 この条例で使う「市」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

4 この条例で使う「参画」とは、市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。

5 この条例で使う「協働」とは、市民、市議会、市が、それぞれの役割と責務のもとで、まちづくりのために対等な立場で共に考え、協力し、又は行動することをいいます。

6 この条例で使う「コミュニティ」とは、住んでいる地域を単位とした町内会、テーマ別に活動しているボランティア団体などの心豊かな生活を目指して結ばれた多様な組織をいいます。

7 この条例で使う「審議会等」とは、市の事務事業の実施に必要な審議、調査などを行い、市に対して参考意見を提供するため、市民、学識経験者、関係団体の代表者などで構成された機関をいいます。

【解 説】

この条例の中で、使うことばの意味を規定しております。

「まちづくり」とは、「自治」を親しみやすい表現として使用しております。ここでは、自治の精神に基づき自らが主体となって、物質的、精神的にも豊かな暮らしをするために、地域社会を築いていく活動として定義しております。

「市民」とは、本市に関する全ての人、事業者、活動する団体を含めて、市民としております。本市に住んでいる人、本市の事務所や事業所で働いている人、本市の学校等に通学している人についても、その生活の一部は本市で営まれており、事業者の事業活動や多様な団体の活動も本市のまちづくりに密接に関連していることから、まちづくりに参画する権利を保障するとともに、その責任に応じた役割も発生するものであることから、幅広く定義をしております。

「市」とは、行政という立場で、その執行者である市長をはじめとして、市の執行機関として定義をしております。市の執行機関には教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等市の行政委員会を含みます。

「参画」とは、市民が主体的にまちづくりに参加し、行動することを意味しております。例えば、総合計画や条例づくりなどその企画段階から自主的に参加し、意見を反映させていくような、積極的に参加する行動を指しております。

「協働」とは、まちづくりの主体である市民、市議会、市が、それぞれの役割と責任のもとで、対等のパートナーとしてまちづくりを進めることを指しております。

「コミュニティ」とは、地域社会、共同体という意味ですが、この条例では、住んでいる地域を同じくする町内会等地縁型組織やテーマ別に活動しているボランティア団体、NPOなど、心豊かな生活を営むために地域活動を行う多様な組織体として幅広く定義しております。

「審議会等」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で規定されている条例によって設置することができる附属機関のことで、市の行う事務事業に必要な審議、調査を行い、市に対して必要な意見、報告を行う機関です。

公募による市民、学識経験者、関係団体の代表者などから構成されております。

第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民、市議会、市が、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民一人一人が自ら考え行動し、まちづくりに参画する機会が保障されること。
- (3) 市民、市議会、市が、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを行うこと。

【解説】

ここでは、本市のまちづくりを進めるために重要な基本原則を示しています。

第1号では、市民、市議会、市が、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有して、共通した認識のもとにまちづくりを進めていくことを規定しております。

第2号では、市民一人一人が、このまちの将来を考えて、このまちに住んで良かったと実感できるまちにしていくために、主体的にまちづくりに参画する機会が、保障されることを規定しております。

「市民一人一人」は、個人のみを対象とするのではなく、事業所や団体も対象としております。

参画としたのは、「参加」では与えられた機会に参加するような受動的な印象があるので、与えられた機会に参加するばかりでなく、自らが主体的に参加の場を求めていく、あるいは市民活動を積極的に行うなど自主性の強い参加を意図しております。

第3号は、まちづくりの主体である市民と市議会、市が、相互の役割と責務に基づいて、協力、補完し合って「協働」のまちづくりを進めることを規定しております。

第3章 情報の共有

(情報の提供)

第5条 市は、まちづくりに関して、市民に情報を適切な時期にわかりやすく提供し、情報の共有に努めます。

【解説】

この章では、第2章 まちづくりの基本原則のうち、情報の共有について規定しております。

ここでは、市の情報提供への基本的な考え方を規定しております。まちづくりに関して、市が収集した情報や保有する情報について、情報の提供に遅れないように、市民全体に解りやすく情報を提供し、情報の共有に努めることを規定しています。

(情報の公開)

第6条 市は、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報について原則として公開します。

2 市は、市の保有する情報を市民が共有する財産として、大切に管理します。

【解説】

情報公開は、情報提供の仕組みの一つとして、市が保有する情報について、請求があった場合に公開する情報公開制度について規定しております。

本市では国の情報公開法に基づいて、平成13年4月1日から「稚内市情報公開条例」が施行されております。

ここでは、本市の情報公開に対する基本方針を規定しております。

第1項では、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報は原則公開とすることを規定しております。

「稚内市情報公開条例」では、公文書の公開を求める権利を保障しており、公開が求められた公文書については、個人に関する情報や法人等に関する情報など非公開とされているもの以外は、原則公開とすることになっております。

第2項では、「市政は市民の信託により行われるもの」という関係から、本来的には、市の保有する情報は、市民生活と深くかかわるものであり、市民が共有する財産と言えます。

市の保有する情報を改めて、市全体の共有財産として位置づけ、公開請求にいつでも応えることができるように、大切に管理することを規定しています。

その他、情報公開に必要な事項は、「稚内市情報公開条例」に定められており

ます。

(個人情報保護)

第7条 市は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、他の法令などに定めがある場合を除き原則として、本人以外には開示してはならないものとし、

2 市は、市の保有する個人情報について、開示、訂正、利用停止などを請求する権利を保障します。

【解説】

第1項は、個人情報は、個人のプライバシーに関することなので、原則、本人以外には開示しないものとし、漏洩などがないように厳重な管理を行うことを規定しております。

「他の法令などに定めがある場合を除き」とは、他の法令に基づき求められた場合を除きということで、例えば「刑事訴訟法」の手続きの場合などが該当します。

第2項は、市が保有する個人情報について、情報の開示、訂正や利用停止等の請求する権利を保障することを規定しております。

本市では国の個人情報保護法の施行に先んじて、平成13年4月1日に「稚内市情報公開条例」と併せて施行されました。

「稚内市個人情報保護条例」では、市が保有する個人情報を取り扱うためのルールを定めたもので、ここではその柱となっている個人情報の開示、訂正及び利用停止する権利を明らかにするため、敢えて規定しております。

その他、個人情報の保護に必要な事項は、「稚内市個人情報保護条例」で定められております。

第4章 参画と協働

(市民の参画)

第8条 市民は、まちづくりに関する重要な計画の策定、実施と評価の各段階に参画することができます。

【解説】

この章では、第2章まちづくりの基本原則のうち、「参画」と「協働」について規定しております。

ここでは、市民の市政へ参画する権利について、具体的に計画、実施、評価の各段階に参画できることを保障しております。

(参画の推進)

第9条 市は、市民のまちづくりへの参画を推進します。

- 2 市は、まちづくりへの市民の参画を推進するため、積極的に参画できる機会の拡大に努めます。
- 3 市民の参画について、必要な事項は別の条例で定めます。

【解説】

第1項では、市民に対して参画する機会の保障を規定しております。

第2項では、市の役割として審議会やワークショップ、パブリックコメントなど様々な手法で積極的に参画できる機会の拡大を図ることを規定しております。

第3項では、市民の参画についての必要な仕組みについて、別に条例で定めることを規定しております。

(協働の推進)

第10条 市民、市議会、市は、相互理解と信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進します。

- 2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、それぞれの地域のまちづくりを主体的に担う地域自治組織の充実に努めます。
- 3 市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民同士が互いに協力できる場の提供、機会づくり、情報提供などの必要な支援を行うように努めます。この場合における市の支援は、市民の自主性を尊重します。

【解説】

ここでは、市民、市議会、市がまちづくりのパートナーとして、相互の役割

と責務を認め合い、協働のまちづくりを推進することを規定しております。

第1項では、これまでのまちづくりにおいては、ともすれば市が主導的な立場となり、市民は市の指導のもと、行政サービスの手伝いをしていたというようなこともあり、必ずしも対等の立場であったとはいえない状況もありましたが、これからは、対等の立場で、主体的にまちづくりに参画して、市民、市議会、市が、互いの責務と役割のもとで、共通の課題や目標に向って、市全体が一丸となって、共に行動していくことを協働のまちづくりとして規定しております。

地方分権の進展や少子高齢化社会の到来など、自治体を取り巻く環境が大きく変わる中で、公共サービスのあり方を改めて問い直さなければならない状況が生まれております。行政サービスに対する住民の要求が複雑多岐になり、それらに 대응するため限られた予算や人材をいかに公正かつ公平に配分するかが行政にとっての大きな課題になっています。こうした中で、「協働」という考え方が必要となっております。

第2項では、市は、協働の担い手として、それぞれの地域のまちづくりを主体的に担う地域自治組織の充実に努めることを規定しています。

地域自治組織とは、一定の区域で地域活動拠点センターを中心として、その地域の自治を行政と協働で担うことが可能な組織を指します。

第3項では、協働のまちづくりを推進するため、市は市民の活動に対して、その自主性を損なわないことに配慮して、情報の提供、人材の派遣、活動の場の提供など必要な支援を行なっていくことを規定しております。

(住民投票)

第11条 市長は、市政に関する特別重要な事項について、市民の意思を確認するため、市議会の議決を経て、その議決による条例に基づいて、住民投票を行うことができます。

2 住民投票をすることができる人は、本市に引き続き3か月以上住んでいる市民と本市に引き続き3か月以上住んでいる特別な許可を受けた外国人(次の条において「住民」といいます。)とします。

3 市長と市議会は、住民投票の結果を尊重します。

4 第1項の条例で、住民投票できる人の年齢その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

【解説】

住民投票は、市民参画の制度として新しく設けるものです。

住民投票制度は、間接民主主義を基本としながら、直接民主主義でこれを補完するものとして位置付けるものです。

近年では市町村合併のように重要な案件では、市長や議会が住民の意思を把握するために住民投票を行うなど、住民生活に大きな影響を与えるような事案について、住民が署名を集め、住民投票の請求をするという事例が増えてきております。

市長や市議会議員は、市政の運営に関して、直接選挙により、住民の信託を受けて市政の運営を行なっておりますが、個別の重要政策によっては住民の意思を確認し、住民の意思との間にねじれが生じないように市政の運営を行なわなければなりません。そのための制度として、この条例に住民投票を規定するものです。

地方自治法では、住民による直接請求として、「条例の制定又は改廃の請求」（地方自治法第 74 条）「監査の請求」（地方自治法第 75 条）、「議会の解散の請求」（地方自治法第 76 条）、「議員の解職の請求」（地方自治法第 80 条）、「長の解職の請求」（地方自治法第 81 条）がありますが、現行制度では個別の政策に関して、住民の意思を確認するような住民投票についての法律はなく、住民投票を実施する場合は、住民投票条例を制定しなければなりません。

第 1 項では、市長は市政に関する特別に重要な事項について、その都度、市議会の議決を経て住民投票を行うことができることを規定しております。

住民投票制度の形式として、住民投票の必要な事案が発生する都度、議会の議決を得る「個別型」と、住民投票の対象となる事項や方法などをあらかじめ住民投票条例として定める「常設型」がありますが、ここでは個別型の住民投票制度を規定しております。

「常設型」では、制度の乱用を招く可能性があり、議会の議決を必要としないため議会の権能を損なうことにもなりかねないことから、その都度、投票の必要性や、投票資格者などについて検討を加えることが可能で、かつ、制度の乱用を防ぐことが可能な「個別型」の住民投票制度を規定しております。

「市政に関する特別重要事項」とは、市のまちづくりや将来計画、あるいは市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのあるもので、市や市民生活に直接利害関係のある事項が対象となります。

第 2 項では、住民投票できる者は、本市に引き続き 3 か月以上住んでおり、住民基本台帳に記録されている人と本市の外国人登録原票に引き続き 3 か月以上記録されている「特別な許可を受けた外国人」としております。

永年本市に住んでいる外国人についても、国籍を問わず本市に住んでいる市民として、まちづくりに参画する機会を保障するものです。

「特別な許可を受けた外国人」とは、外国人登録者で出入国管理及び難民認

定法の第2条の2第2項別表第2による永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等、定住者及び、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」による特別永住者を指します。

第3項では、住民投票の結果については、市長と市議会は、その結果を尊重するにとどめ、必ずしもその結果に縛られることはないものとしております。

住民投票の結果が、市長や議会を拘束することを住民投票条例に規定することは、違法とされていることから、ここでは「尊重します」としております。

第4項では、住民投票の内容、年齢要件等必要な事項は、住民投票が行われる都度、定められる住民投票条例で定めることを規定しております。

(住民投票の請求・発議)

第12条 住民のうち満20歳以上の人は、市政に関する特別重要な事項について、その総数の50分の1以上の人数の署名を提出して、市長に対して住民投票の実施の請求をすることができます。

2 市長は、市政に関する特別重要な事項について、住民投票を規定した条例を議案として市議会に提出することができます。

3 市議会の議員は、市政に関する特別重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として市議会に提出することができます。

4 市長は、第1項の請求があった場合は、これに意見を付け、市議会に諮るものとし、この請求に対する取扱いについて必要な事項は別の条例で定めます。

【解説】

第1項では、市民による発議・請求を規定しております。

満20歳以上の人で、本市に引き続き3か月以上住んでおり、本市の住民基本台帳に記録されている人と、本市の外国人登録原票に引き続き3か月以上記録されている特別な許可を受けた外国人のその総数の50分の1以上の署名をもって、市長に住民投票の実施について請求することができることを規定しております。

第2項では、市長の権限として、自ら発議できることを規定しております。

第3項では、市議会議員の権限（地方自治法第112条議員の議案提出権）として、議員の定数の12分の1以上の賛成をもって発議できることを規定しております。

第4項では、住民から住民投票の請求があった場合、市長は意見を付けて市議会に諮ることを規定しており、請求の取扱いについては、別に条例で定める

ことを規定しております。

(コミュニティー)

第13条 市民と市は、町内会、ボランティア団体、老人クラブ、文化団体、スポーツ団体などの多様なコミュニティー活動を担う団体を守り育てるよう努めます。

2 市は、市民相互の親睦、高齢者の介護、子育て、防犯、防災、生涯学習などのまちづくりの担い手であるコミュニティーの重要性を認識し、その自主性と自立性を尊重しながら、必要な支援を行うよう努めます。

【解説】

第1項は、市民と市は、町内会やボランティア団体など地域活動を担う多様な団体がまちづくりには欠かせない大切なものとして、継続的に活動できるように守り、育てるよう努めることを規定しております。

第2項は、様々な地域活動を行うコミュニティーが、まちづくりを担う重要なものとして、コミュニティー活動の自主性と自立性を尊重しながら、必要な支援を行うよう努めることを規定しております。

必要な支援とは、人材の派遣や研修会、講習会の開催、そして今、市が設置を進めている地域活動拠点センター等の活動の場所の提供などを指します。

第5章 市民

(市民の権利)

第14条 市民は、一人一人の自由な意思により、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利があります。

【解説】

第1項では、市民のまちづくりに参画する権利を規定しております。この場合の権利は、いかなる場合、いかなる相手からも強制されるものではなく、個人の自由意志に基づいて参画できるというものです。

第2項では、市民の権利として、一人一人の互いの人権について尊重され、安全で安心できる生活を営む権利を有していることを規定しております。

(市民の責務)

第15条 市民は、一人一人の実情に応じて、できる範囲でまちづくりに参画するように努めます。

2 市民は、参画する場合は、自らの発言と行動に責任を持ち、互いにまちづくりの活動を尊重し合い、対等の立場で協力するように努めます。

【解説】

第1項では、市民は、必ずまちづくりに参画しなければならないというのではなく、状況や実情に応じてできる範囲で、自らの判断で参画するように努めること規定しております。

参画しないことで、個人の権利に何ら影響を及ぼすものではありません。

第2項では、市民が、まちづくりに参画するにあたって、自らの発言と行動に責任を持つこと、そして参画する者同士が互いの活動を理解し合い、上下関係のない対等の立場で協力するように努めることを規定しております。

第6章 市長等

(市長の責務)

第16条 市長は、市政の最高責任者として、市民の信託に応え、この条例を守り、公正で誠実な市政の運営を行うとともに、その基本方針を明らかにします。

2 市長は、市政の運営について、その状況と結果や将来の構想について市民に説明するとともに、市民の意向を的確に把握し、市政の課題に対処したまちづくりを推進するように努めます。

3 市長は、本市の魅力や情報を積極的に国内外へ発信するように努めます。

4 市長は、市職員を適切に指導監督するとともに、効率的、効果的な市政運営のため、市職員の人材育成を図り、適切な能力の評価とその配置に努めます。

【解説】

第1項では、地方自治法第147条により、市長は、執行機関としての市を統括し、その代表とされており、市政の最高責任者と言えます。選挙により、市政の運営について市民の信託を受け市政の執行を行う市長は、市民の信託に応えること、そして市政運営の基本原則を規定したこの条例に基づいて、市民に対して公正で誠実な市政の執行を行うことを規定しております。また、執行するにあたって、市政運営の基本方針を市民に明らかにすることを規定しております。市政運営の基本方針とは、毎年度、議会で表明しております「市政執行方針」を指し、議会での表明のみではなく、広報「わっかない」などを通じて市民に明らかにします。

第2項では、市長には、市政における全ての状況、結果、将来予測そして将来のまちづくりの目的、目指す市の姿など市民に解りやすく説明する責任があることを規定しております。

更に市民の必要としている行政サービスや市民の考えている市政運営のあり方等を的確に把握し、市政の課題に対処したまちづくりを推進するように努めることを規定しております。

第3項では、本市の市民に誇りをもってもらい、また、他のまちに住む人に本市を良く知ってもらい、自ら稚内市を代表する広告塔として、本市の魅力や情報を積極的に国内外に発信するよう努めることを規定しております。

第4項では、市職員の事務の執行や社会活動において、市職員として、市民の信頼を失くすような行為や不適切な発言や行動がないよう厳しく指導監督するとともに、無駄のない効率的、効果的な市政運営のため、職員の資質や能力の向上など人材の育成に力を入れ、職員個々の能力を適正に評価した上で、適

材適所の配置に努めることを規定しております。

(市職員の責務)

第 17 条 市職員は、誠実で公正、公平な立場で法令などを守り、市民の視点に立って職務を効果的に行うように努めます。

2 市職員は、必要な知識、技術などの能力向上のため自己研さんに努めます。

3 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加するように努めます。

4 市職員は、地域の課題解決に向けて、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うように努めます。

【解 説】

第 1 項では、市職員がその職務を行うにあたっての心構えを規定しております。職務を行うにあたっては、国の法律や条例、規則の定め範囲内で、市民の立場に立って、誠実に公正で、公平にその職務を無駄なく効果的に努めることを規定しております。

第 2 項では、職務を行うのに、必要な知識、技術等を身に付けたり、能力向上のため、常に意欲的に情報の収集や研究、学習に努めることを規定しております。

第 3 項では、市職員自ら市民であることから、市民が行う地域活動に積極的に参加するよう努めることを規定しております。

第 4 項では、市職員は、地域の課題解決のため必要に応じて、市民と市とのパイプ役を担うように努めることを規定しております。

第7章 市議会

(市議会の役割)

第18条 市議会は、市の意思を決定する機関として、市民の意思が、市政の運営に適切に反映されるよう活動するとともに、適正に市政運営が行なわれているかを監視し、けん制する役割を果たします。

【解説】

議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員で構成されており、市の意思決定機関という役割を改めて市民に明らかにするため、この条例に規定しております。

そのため日々、市民の意思が市政運営に適切に反映されるよう必要な活動を行わなければならないというものです。

さらに、適正に市政運営が行われているかどうかを絶えず監視し、けん制する機能を果たすことを規定しております。

(市議会の責務)

第19条 市議会は、会議の公開を原則とし、市議会の保有する情報を市民と共有し、政策決定の経過と内容を適切にわかりやすく市民に説明することにより、開かれた市議会の運営に努めます。

【解説】

市議会は、「会議の公開」と「情報の共有」、そして「説明責任」を果たすことで市民に開かれた市議会の運営に努めていこうというものです。

「会議の公開」の会議とは、地方自治法では本会議を指しますが、ここでは、本会議はもとより常任委員会、特別委員会をも含めております。

本市では、すでに公開しておりますが、市議会自ら積極的に情報発信を行い、市民と情報を共有し、議会運営の説明責任を果たすことで、より市民に開かれた議会にするように努めることを規定しております。

ただし、会議の公開は絶対的な原則ではなく、地方自治法第115条ただし書きの規定によって議員の3分の2以上の多数の議決により、秘密会を開くことができます。

(市議会議員の責務)

第20条 市議会議員は、市民の信託に応えるため、自らの役割を認識し、公正で誠実にその職務を遂行します。

2 市議会議員は、法令に基づいて市政に関する調査、議案の提出などの議員の役割を積極的に果たすように努めます。

【解 説】

この条例に市議会議員の責務まで敢えて規定したのは、市議会は議員によって構成されることから、市政に関して議員の責務を市民に明らかにすることによって、市議会の役割をさらに発揮していこうというものです。

第1項では、市議会議員は、市民の直接選挙で選ばれていることから、市民の信託に応えるため、市議会議員としての役割として、公正で誠実に議員活動を行うことを規定しています。

第2項では、地方自治法第100条に規定する調査権や第112条に規定する議案提出権などによる議員の役割を積極的に活用して、市議会運営の活性化に努めることを規定しております。

第8章 市政の運営

(運営の原則)

第21条 市は、市の条例、議会の議決、法令等に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行します。

2 市は、行政サービス向上のため、総合的、計画的、公正で透明性の高い市政運営を行います。

【解説】

第1項では、市の役割として、地方自治法138条の2に規定されているように、市がその権限に属する事務を管理、執行する場合の根本的な心構えを規定しております。

市の権限に属する事務は、(1)市の条例に基づく事務、(2)予算その他の議会の議決に基づく事務(3)法令等に基づく事務のことで、法令等とは、ここでは国の法令、市の行政委員会等の規則や規定までも含んでおります。

「自らの判断と責任」においてとは、執行機関としての市は議決機関とは独立・対等の関係にあることから自らの判断と責任で事務の管理、執行を行う役割を負うことを指しております。

「誠実に管理、執行」とは、もとより公務員は誠実かつ公正に職務を執行する義務を負いますが、ここでは、その組織体として、市民に対して誠実な管理、執行の義務があるとしております。

第2項では、地方分権の進展や厳しい財政状況からも、行政は地域経営の能力が強く求められており、総合的で計画的な市政運営を行なうことを規定しております。また、その地域経営の内容が市民にわかるように開かれた市政運営が求められており、公正で透明性の高い市政運営を行うことを規定しております。

(総合計画)

第22条 市は、この条例の理念に基づいた基本構想とこれを実現するための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市は、総合計画について、社会状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

【解説】

第1項では、この条例に総合計画の策定を定めることにより、総合計画が自治体の政策展開の根幹であることを示しています。

策定される総合計画は、この条例の理念に基づいたものでなければならないことを規定しております。

第2項では、総合計画が社会の変化に対応したものとするため、必要に応じて見直しを行うことを規定しております。

社会の変化とは、人口の増減、市民ニーズの変化など、行政運営に大きな変革をもたらす要因を指します。

(行政評価)

第23条 市は、総合計画に基づき行われる政策と事業について評価を行い、その結果を公表します。

2 市は、前項の評価と公表の方法について基準を示した指針を定めます。

3 市は、第1項の評価の結果を、その政策と事業に反映させるように努めます。

【解説】

本市の市政運営は総合計画に基づき行なわれております。そのため本市では、行政評価を導入し、総合計画の実施計画における事務事業評価、基本計画における施策、政策評価を行うこととしております。

ここでは、本市の市政運営に行政評価による客観的な評価手法を取り入れ、PLAN（計画）DO（実施）・CHECK（評価）・ACTION（見直し）のマネジメントサイクルを確立することにより、行政サービスを充実させ、効率の良い行政運営を行うというものです。

第1項では、総合計画に基づく政策や事業について行政自ら評価を行い、行政による評価の透明性を図るため評価結果を市民に公表することを規定しております。

第2項では、評価の実施にあたって、個人的な考え方で評価が大きく左右されることを避け、より客観的な評価を行うために、数値基準を示すなど指針を定めるということを規定しております。また公表の方法、市民参加による評価の仕組みについても指針で定めることを規定しております。

第3項では、評価の結果を政策や事業に反映させるように努めることを規定しており、具体的には、事務事業等の統合、廃止、拡大、縮小等必要な見直しを行い、総合計画の進行管理や予算編成に反映させるということを規定しております。

(財政運営)

第24条 市は、総合計画に基づく政策の目標を達成するため、期間を定めた財政計画を策定し、最小の経費で最大の効果が得られるような健全で継続可能な財政運営を行います。

2 市は、総合計画に基づく政策の目標を達成するため、適切な予算の編成を行い、効率的で効果的な予算の執行に努めます。

3 市は、予算の内容や財政状況を市民にわかりやすく公表します。

【解説】

第1項では、総合計画に基づいて行われる市政運営を進めるため、計画的で最小の経費で最大の効果が得られるような、健全な、そして継続可能な自治体の経営を行うことを規定しております。

第2項では、総合計画の目標を達成するために必要な予算の編成と、効率的で効果的な無駄のない予算執行に努めることを規定しております。

第3項では、毎年度の予算の内容や、財政状況について市民にわかりやすい表現や解説を用いて、市の広報紙やホームページ等で公表することを規定しております。

(説明責任)

第25条 市は、市政について、市民に説明する責任を負うとともに、市民が説明を求めた場合に、誠実に受け答えするように努めます。

【解説】

市は、市民からの信託を受けて市政運営を行っていることから、その全ての過程において、目的、必要性、内容、結果などを市民にわかりやすく説明する責任があることを規定しております。また、市民の説明の求めに対しては、誠実に応答するように努めることを規定しております。

(組織)

第26条 市は、市民にわかりやすく、社会の変化に柔軟に対応できる簡素で機能的な組織の編成に努めます。

【解説】

市は、地域の課題や市民ニーズに柔軟に対応できる組織、また適切な人員で、効率がよく、無駄のない事務の遂行が可能な組織の編成に努めることを規定しております。

(審議会等)

第 27 条 市は、審議会等の委員を選任する場合は、その一部に公募による委員を加えるように努めます。ただし、公募による委員の選出が適当でないと認められる場合については、これを加えないことができます。

2 審議会等の会議は、原則として公開します。

【解 説】

審議会等とは、地方自治法第 138 条の 4 に規定されている附属機関で、市の要請に応じて、市政運営に必要な審査、諮問、調査などを行う機関として、条例を定めて設けることができるようになっております。

第 1 項では、その委員の選任にあたっては、その一部に公募の委員を加えるように努めることを規定しております。附属機関を設ける場合は、どちらかという個別的な案件で特定の専門知識が必要なことが多いため、委員の選任もその分野の専門家に偏りがちなところがあり、それを解消するため広く市民から意欲のある人を求め、市民参画を推進させようとするものです。ただし、法令などによって公募の委員を加えることができない場合などは、加えないことができます。

第 2 項では、会議を原則公開とすることを規定しております。本市では、「稚内市審議会等の設置及び運営に関する規程」を定めて運用しております。

(市の関与団体等)

第 28 条 市は、市の関与する団体などに対して、その目的が適切に達成されるよう、必要な意見や助言を述べることができます。

【解 説】

関与団体等とは、市が出資している出資法人や補助金交付団体、公の施設の管理運営を委託している指定管理者などを指します。市は、これらの団体などの目的が効率よく、効果的に達成されるよう、これらの団体などに対し、その業務内容や経営状況などについて意見や助言を述べることを規定しております。

市では、これらの団体などに対して、今までも必要な都度、意見や助言などを行ってきておりますが、出資や補助などの目的が、公共サービスと密接なつながりを持つことから、敢えて、この条例に盛り込むことで、その目的の適切な達成に関与していこうというものであります。

(国、北海道や他自治体との連携)

第29条 市は、国、北海道と対等の関係にあることを踏まえて、それぞれの役割のもとで連携に努めます。

2 市は、道内や道外の自治体と交流を行い、まちづくりに必要な情報を交換し、連携して、まちづくりの推進に役立てます。

3 市は、広域的な課題や共通する課題の解決を図るため、近隣市町村と連携して、市民サービスの向上を図るとともに、地域全体の発展に努めます。

【解 説】

第1項では、平成12年の地方分権一括法の制定により、国と地方の関係が対等とされたことで、国、北海道から事務権限の移譲が進められ、最も住民に身近な行政体として市町村の役割が拡大されました。市でできないことは道が担い、北海道ができないことは国が担うといった補完の関係の中で、それぞれの役割分担のもとで協力して連携に努め、市政運営を行っていくことを規定しております。

第2項では、道内外の自治体と交流を行い連携して、互いの情報を交換することで、まちづくりに必要な先進的な事例や意識を習得し、まちづくりに役立てようとするものです。

第3項では、広域的な課題や共通する課題について、近隣市町村と連携して解決にあたり、市民サービスの向上や、より効率的な市政運営を目指すことで、本市を中心として住民の生活圏域を共有する近隣市町村を含めた地域全体の発展に努めることを規定しております。

第9章 子育て平和運動の推進

(子育て平和運動の推進)

第30条 市、学校、地域、家庭とその関係する機関は、連携して子どもの安全の確保と教育の充実に努め、本市の次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、市民ぐるみの子育てを推進します。

2 市、学校、地域、家庭とその関係する機関は、平和を願う心を守り育てるため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めます。

【解説】

第1項では、本市は、子育て平和都市宣言や子育て提言がなされるなど、子どもたちの健やかな成長は稚内市民の願いとして、市民ぐるみの子育て推進に取り組んで参りました。

残念なことに、近年、子どもを対象とした悲惨な事件が報道されており、本市においても不審者が出没する事件が相次いでおります。

これからも、さらに一層、市、学校、地域、家庭や警察等が連携協力し、市民ぐるみの子育て推進を図っていくことを規定しております。

本市は、国境のまちであり、「氷雪の門」、「九人の乙女の碑」、「平和の鐘」等の建立からも、市民の平和に対する意識が強く、全国の都市に先駆けて「子育て平和都市宣言」を行い、平和学習に取り組んで参りました。

また、大韓航空機墜落事件を契機に、9月1日に世界平和の祈りを込めて、世界平和の鐘の鐘打、中央商店街アーケードへの折鶴、平和祈念の灯など世界平和の願いを込めた行事が行われております。

これまでの歴史や取組からも第2項で、市は、学校、地域、家庭等と連携し、国際社会恒久の願いである世界平和の心を大切に守り育てるため、学習や活動の機会の場を設けるように努めることを規定しております。

第10章 国際交流の推進

(国際交流の推進)

第31条 市は、世界平和と地域の発展に貢献するため、サハリン州をはじめとする海外の自治体や団体などとの経済、教育、文化などの多様な分野での交流の推進に努めます。

【解説】

本市は、過去の歴史からもサハリン州とは密接なつながりがあり、サハリン州の3都市とは友好交流都市を結び、自治体レベルの交流から、最近では、サハリンプロジェクトの関連から民間レベルでの経済交流にまで進展してきております。

また、青少年のスポーツや交換留学など教育や文化面での交流も盛んに行われております。

そこで、今まで培ってきたこの交流をさらに盛んにして、地域の発展や国際社会の平和に貢献していこうとするものです。

第11章 安全安心なまちづくり

(防犯と交通安全の推進)

第32条 市は、学校、地域、家庭とその関係する機関が連携し、市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりのため、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全運動の推進に努めます。

【解説】

市は、子どもからお年寄り、障害を持つ方など全ての市民が、安全で、安心して暮らせるまちづくりのため、学校、地域、警察等と連携して、犯罪の温床とならないような地域環境の整備と防犯活動や交通事故に遭わないよう交通安全運動の推進に努めるというものです。

(危機管理)

第33条 市は、災害などに際して、市民の生命と財産を守るため、市民、関係する機関などとの連携と相互支援のもと、迅速で的確な危機管理に努めます。

【解説】

ここでは、市は災害等に関して、市民を災害等から守るために、市民、北海道、警察、自衛隊等と連携し、指示、連絡がスムーズで、正確、迅速に対応できる体制の確立に努めることを規定しております。

(医療と福祉の充実)

第34条 市は、市民の健康と安心な生活を守るために、医療と福祉の充実に努めます。

【解説】

ここでは、市民の健康を守るため保健予防活動の推進を図るほか、高齢者、障害を持つ方等の介護体制や、医師、看護師の確保など、市民が安心して暮らせるよう医療と福祉の充実に市が努力することを規定しております。

第12章 自然環境との共生

(自然環境を活かしたまちづくり)

第35条 市民と市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐため、人と自然との共生を基本として、本市の豊かな自然環境を活かしたまちづくりを進めます。

2 市民と市は、環境にやさしいエネルギーの活用に努めます。

【解説】

「稚内市環境基本条例」では、人と自然との共生を基本にして環境保全を進めていくこととしており、第1項では、人が生活していく上で大切な環境を守って、次の世代に引き継ぐため、人と自然との共生を基本に、自然環境を市民の生活に活かすまちづくりをして行こうというものです。

第2項では、市民と市は、自然環境を活かしたまちづくりを進めるため、本市が他の自治体に先がけて取り組んできた風力や太陽光等の環境にやさしいエネルギーの有効活用に努めることを規定しており、このことは、地球温暖化防止など地球環境の保全に貢献することにつながります。

第13章 補則

(条例の見直し)

第36条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例を見直します。

【解説】

この条例に規定されている事項が、条例施行後、5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化に適合しているかどうか検討して、必要に応じて見直すことを規定しております。

その場合は、必ず何らかの形で市民の意見を反映させなければならないことを規定しております。

見直しの年限を入れ検討することで、この条例に対しての市民意識が、再び広がる効果が期待できるとともに、行政の恣意的な判断で検討や見直しが遅れたり、なされなかったりすることを防止することになります。

附 則

(施行期日)

- 1 条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

【解 説】

この条例を、平成 19 年 4 月 1 日から施行することを規定しております。

(稚内市自治基本条例審議会設置条例の廃止)

- 2 稚内市自治基本条例審議会設置条例（平成 17 年稚内市条例第 30 号）は、廃止します。

【解 説】

稚内市自治基本条例審議会の答申が終了し、審議会としての役割が終了したので、「稚内市自治基本条例審議会設置条例」を廃止することを規定しております。